平成26年生産動態統計調査の調査票改正(案)について

平成25年5月

経済産業省大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室

目 次

経済産業省生産動態統計調査

調査票改正実施状況一覧		 1
26年調査票改正状況一覧表		 2
26年調査票新旧対照表		
≪各月報毎の調査票改正≫		
	≪調査票番号1010≫	4
	≪調査票番号1020≫	6
鉄鋼月報(その4)普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く)・めっき鋼材(線類を除く)・冷間ロール成型計鋼		7
	≪調査票番号1050≫	9
	≪調査票番号1060≫	10
	≪調査票番号1070≫	12
	≪調査票番号1090≫	13
	≪調査票番号2120≫	14
	≪調査票番号2170≫	15
	≪調査票番号2200≫	16
	≪調査票番号2210≫	17
	≪調査票番号2220≫	18
	≪調査票番号2230≫	19
	≪調査票番号2280≫	20
	≪調査票番号2290≫	21
	≪調査票番号2310≫	22
	≪調査票番号2320≫	23
	≪調査票番号2330≫	24
	≪調査票番号2340≫	25
	≪調査票番号2360≫	26
	≪調査票番号2370≫	27
	≪調査票番号2400≫	28
	≪調査票番号2410≫	30
	≪調査票番号2420≫	32
	≪調査票番号2490≫	33
	≪調査票番号2530≫	34
	≪調査票番号3180≫	35
	≪調査票番号4290≫	37
	≪調査票番号4300≫	38
	≪調査票番号5120≫	39
	≪調査票番号5130≫	40
······································	≪調査票番号6100≫	41
	≪調査票番号6160≫	42
	≪調査票番号6201≫	43
	≪調査票番号6202≫	44
	≪調査票番号6210≫	45
	≪調査票番号7220≫	46
	≪調査票番号7320≫	47
	≪調査票番号7340≫	48
	≪調査票番号8020≫	50
非鉄金属月報	≪調査票番号9810≫	 51

調査票改正実施状況一覧

経済産業省生産動態統計(基幹統計)

	1 (22) T 1 11/10	11/									
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21 ~22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
月 毅	116	115	115	114	114	114	114	111	111	111	108
調査票様式数	116	115	115	114	114	114	114	111	111	111	108
改 正 月 報 数	5	18	56	24	6	4	_	109	25	22	41
調査品目数(製品)	1923	1898	1798	1786	1788	1790	1790	1671	1666	1644	1615
前 差	▲ 56	▲ 25	▲ 100	▲ 12	2	2		▲ 119	▲ 5	▲ 22	▲ 29

経済産業省生産動態統計(基幹統計)

127172714 = 722773001781			ᆲᆉᆛᆍ	制口規	中知期	臣 针 利 福	25.45	-17./世-#55
	月報数	様式数	改正数	製品欄	内訳欄	原材料欄	労務欄	設備欄
平成15年	116	116	5	1923	356	353	234	333
平成16年	115	115	18	1898	296	339	234	330
平成 1 7 年	115	115	56	1798	288	328	233	323
平成18年	114	114	24	1786	285	295	232	322
平成19年	114	114	6	1788	288	295	232	326
平成20年	114	114	4	1790	288	295	232	326
平成21~22年	114	114		1790	288	295	232	326
平成23年	111	111	109	1671	274	202	225	305
平成24年	111	111	25	1666	273	172	221	302
平成25年	111	111	22	1644	273	172	221	302
平成26年	108	108		1615	175	177	216	280
現行と改正案との差		_		▲29	▲ 98	5	▲ 5	▲ 22

26年調査票改正状況一覧表

〇印が付いている調査票は、製品欄、原材料欄、労務欄、生産設備能力欄等の改正有り。(月報毎、各ページに掲載)

経済産業省生産動態統計(基幹統計)

(1/4)

改正 調査票 調 名 番号 内容 1010 | 鉄鋼月報(その1) 銑鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品 \circ 1020 | 鉄鋼月報(その2)普通鋼熱間圧延鋼材 \bigcirc 1040 | 鉄鋼月報(その4)普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く。)・めっき鋼材(線類を除く。)・冷間ロール成型形鋼 \circ 1050 | 鉄鋼月報(その5) 特殊鋼圧延鋼材 \circ 1060 | 鉄鋼月報(その6)鋼管 \bigcirc 1070 鉄鋼月報(その7)磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品 \circ 1090 | 鉄鋼月報(その9) 労務・設備 \bigcirc 2010 機械器具月報(その1)ボイラ及び原動機(自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く) 2020 |機械器具月報(その2)土木建設機械、鉱山機械及び破砕機 2030 機械器具月報(その3)化学機械及び貯蔵槽 2040 |機械器具月報(その4)製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械 2060 機械器具月報(その6)ポンプ、圧縮機及び送風機(自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く) 2070 |機械器具月報(その7)油圧機器及び空気圧機器(航空機用のものを除く) 2080 |機械器具月報(その8)運搬機械及び産業用ロボット 2090 |機械器具月報(その9)動力伝導装置 2100 |機械器具月報(その10)農業用機械器具及び木材加工機械 2110 機械器具月報(その11)金属工作機械 2120 |機械器具月報(その12)金属加工機械及び鋳造装置 \circ 2140 機械器具月報(その14)食料品加工機械、包装機械及び荷造機械 2160 機械器具月報(その16)事務用機械 2170 機械器具月報(その17)ミシン及び繊維機械 0 2180 機械器具月報(その18)冷凍機及び冷凍機応用製品 2190 機械器具月報(その19)業務用サービス機器 2200 |機械器具月報(その20)軸受(玉及びころ軸受に限る) \bigcirc 2210 鉄構物及び架線金物月報 \bigcirc 2220 ばね月報 O 2230 機械器具月報(その23)金型 0 2240 機械器具月報(その24)機械工具 2250 弁及び管継手月報 2260 | 空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報 2270 ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報 2280 |機械器具月報(その28)回転電気機械(航空機用のものを除く) 2290 機械器具月報(その29)静止電気機械器具(航空機用のものを除く)

(2/4)

調査票 番号	調	改正 内容
2300	機械器具月報(その30)開閉制御装置(航空機用のものを除く)	
2310	機械器具月報(その31)民生用電気機械器具	0
2320	機械器具月報(その32)電球、配線及び電気照明器具	0
2330	機械器具月報(その33)通信機械器具及び無線応用装置	0
2340	機械器具月報(その34)民生用電子機械器具	0
2350	機械器具月報(その35)電子部品	
2360	機械器具月報(その36)電子管、半導体素子及び集積回路	0
2370	機械器具月報(その37)電子計算機及び関連装置	0
2380	機械器具月報(その38)電気計測器及び電子応用装置	
2390	機械器具月報(その39)電池	
2400	機械器具月報(その40)自動車(二輪自動車及び戦闘用自動車を除く)	0
2410	機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品	0
2420	機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品	0
2430	機械器具月報(その43)自転車及び車いす(原動機付自転車を除く)	
2440	機械器具月報(その44)産業車両	
	機械器具月報(その45)航空機	
	機械器具月報(その46)計測機器	
	機械器具月報(その47)光学機械器具及び時計	
	機械器具月報(その49)武器	0
	粉末や金製品月報(超硬チップを除く)	
	鍛工品月報	
2530	銑鉄鋳物月報	0
2540	可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報	
$\overline{}$	非鉄金属鋳物月報	
2560	ダイカスト月報	
2570	機械器具月報(その57)半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	
	化学繊維月報	
3040	紡績糸月報	
3110	織物生産月報	
3150	タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報	
3160	染色整理月報	
3180	ニット・衣服縫製品月報	0
3200	二次製品月報(製綿・ふとん、網・綱、細幅織物・組ひも・レース)	

26年調査票改正状況一覧表 〇印が付いている調査票は、製品欄、原材料欄、労務欄、生産設備能力欄等の改正有り。(月報毎、各ページに掲載)

経済産業省生産動態統計(基幹統計)

(3/4)

小工八二	是不自工性弱心的的《圣书》的	(0)	٠,
調査票 番号	調		正]容
4230	パルプ月報		
4240	紙月報		
4260	板紙月報		
4290	段ボール月報	(0
4300	印刷月報	(O
5020	楽器月報		
5030	家具月報		
5040	軽金属板製品月報		
5050	文具月報		
5080	玩具月報		
5100	革靴月報		
5110	製革月報		
5120	ガラス製品・ほうろう鉄器月報	(O
5130	陶磁器月報	(O
5140	ファインセラミックス月報		
6010	化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報		
6080	コールタール製品・環式中間物及び合成染料月報		
6090	有機薬品及び写真感光材料月報		
6100	石油化学製品月報	(O
6121	無機薬品·火薬類月報		
6122	触媒月報		
6140	高圧ガス月報		
6160	プラスチック月報	(0
6171	油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報		
6175	化粧品月報		
6180	塗料及び印刷インキ月報		
6201	ゴム製品月報(自動車用タイヤ)	(0
6202	ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)	(O
6210	プラスチック製品月報		0
7220	セメント月報		0
7230	板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報		
7250	耐火れんが・不定形耐火物月報		

(4/4)

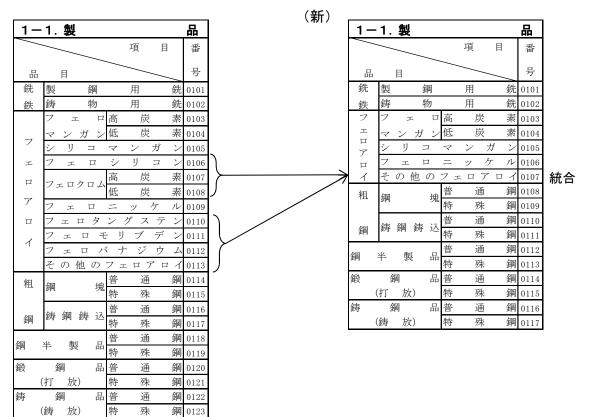
調査票 番号		名	改正 内容
7260	炭素製品·研削砥石月報		
7290	ボード・パネル月報		
7320	金属製建具月報		0
7340	セメント製品月報		0
8020	鉱物及びコークス月報		0
8040	原油及び天然ガス月報		
8061	石油製品月報		
9040	アルミニウム月報		
9050	非鉄金属製品月報(伸銅製品)		
9060	非鉄金属製品月報(高純度多結晶シリコン、シリコン	ノウエハ、はんだ、銅合	金塊)
9070	非鉄金属製品月報(アルミニウム圧延製品)		
9080	非鉄金属製品(電線・ケーブル)、光ファイバ製品月	報	
9810	非鉄金属月報		0

鉄鋼月報(その1)銑鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品

《調査票番号1010》 1/2

県・局・本

(旧)



1-3. 粗鋼生産内訳 1-3. 粗鋼生産内訳 項 番 番 品 インゴットケース圧延用 0141 普通鋼 0131 によるもの鍛鋼用 鋼塊 インゴットケースによるもの 0132 連続 鋳造によるもの 0143 連続鋳造によるもの 0133 インゴットケース圧延用 0144 によるもの鍛鋼用

連続鋳造によるもの

[改正要旨]

「1-1. 製品」欄

①「フェロシリコン」「フェロクロム(高炭素、低炭素)」「フェロタングステン」「フェロモリブデン」及び「フェロバナジウム」を「その他のフェロアロイ」に統合する。

「1-3. 粗鋼生産内訳」欄

- ②普通鋼の「インゴットケースによるのも(圧延用、鍛鋼用)」と「連続鋳造によるもの」を統合する。
- ③特殊鋼の「インゴットケースによるもの(圧延用)」と「インゴットケースによるもの(鍛鋼用)」を統合する。

[改正理由]

- ①「フェロシリコン」「フェロクロム(高炭素、低炭素)」「フェロタングステン」については「統一基準」の1.(1)③i に該当(生産実績がない)し、「フェロモリブデン」「フェロバナジウム」については、「統一基準」の1.(1)③ii に(金額不明であることから)該当することから、統合する。
- ②③「統一基準」の1. (1)②の内訳項目に該当し、行政ニーズが低下したものについて統合する。

統合

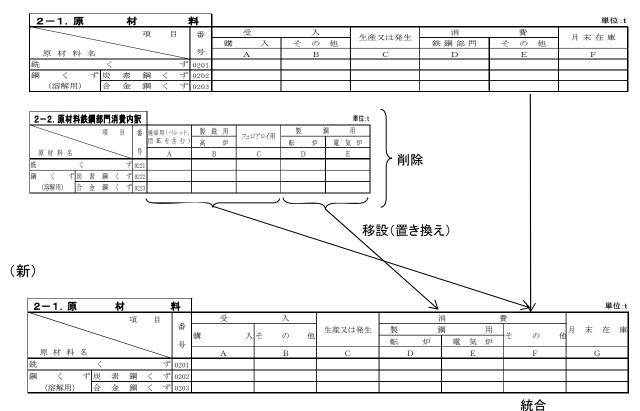
統合

鉄鋼月報(その1)銑鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品

《調査票番号1010》 2/2

県・局・本

(旧)



2	-2. 製鋼用原材料(フ:	単位:t				
	項	目	番	消費	月末在庫	
	品目		号	A	В	
フ	ェ 口高 炭	素	0221			
7	ン ガ ン低 炭	素	0222			→ 新設
シ	リ コ マ ン カ	レン	0223			471100
フ	エ ロ ク ロ	ム	0224			
フ	エロニック	・ル	0225			
フ	エロバナジ	ウ ム	0226			
そ	の他のフェロア	ロイ	0227			

注:製鋼業者のみ記入してください。

[改正要旨]

「2-1. 原材料」及び「2-2. 原材料鉄鋼部門消費内 訳」欄

- ③「2-2. 原材料鉄鋼部門消費内訳」のうち「製鋼用 (転炉)(電気炉)」を「2-1. 原材料」の「鉄鋼部門」と する。
- ④「2-1. 原材料」の「消費(その他)」と「2-2. 原材料 鉄鋼部門消費内訳」の「焼結用」「製銑用」と「フェロ アロイ」を統合する。

「2-2. 製鋼用原材料(フェロアロイ)」欄

⑤「フェロアロイ」について、製鋼業者の原材料を 把握するために新設する。

[改正理由]

③④「統一基準」 1. (2)の行政上必要性が高いものに限定するとしたことに対応し、行政ニーズが乏しくなったものについて、統合等簡素化を図る。⑤「統一基準」 1. (2)の行政上必要なものは調査するに対応し、これまで製品欄で把握していたものについて、原材料欄を新たに設けて、引き続き把握する。

鉄鋼月報(その2)普通鋼熱間圧延鋼材 《調査票番号1020》

県・局・本

_1 _	1. 製	品	(新)	1. \$	빉	品	
	項	目番			項	目	番
品	II .	号		品		_	号
軌		010 (ئ		仇 条	ミ (付属品を含む)・外	輪	010
条	軽軌条(付属品を含む	010 (ئ	鱼	岡	矢	板	010
錮	矢 矢	板 010	/ F		H 形		010
形	H 形	鋼 010	/	ハシ	大		010
ZHZI	大	形 010	/	Non	中小		010
鋼	中小	形 010	/ -		大		
棒	大	形 010	/	棒		,	010
	中	形 010	/		中 Total 1962		010
錮	小 形	用 010		錮	小 形		010
	その他	用 011	/		その他		0109
管	T	財 011	/ 筐	荢		材	011
線	バーインコイル 鉄筋	用 011	/	線	バーインコイル 鉄 筋	用	011
	その他	用 011		AN	その他	月用	011
	普 通 線	材 011			普 通 線	材	011
材	特殊線材 低 炭 炭	素 011		材	特殊線材	素	011
APPR		素 011 板 011		1/1	高 炭	素	011
鋼板	中 板 ・ 薄	板 011	/	鋼	厚	板	011
		_		板	中 板 ・ 薄	板	011
鋼	幅 600mm 冷延電気鋼帯 以 上そ の 他	用 011	/	錮	幅 600mm 冷延電気鋼	帯 用	011
帯	幅 600mm 未	満 012			以上その他		011
外	THE OUDINIII A	輪 012		帯	幅 600mm 未		012
クト		押冊 012	L		THE GOODING A	1 IIII	012

[改正要旨]

「1-1. 製品」欄

①「重軌条」「軽軌条」及び「外輪」を統合する。

[1-2. 普通鋼熱間圧延鋼材消費内訳]欄

②項目を削除する。

「2-1. 普通鋼熱間圧延鋼材用原材料」「2-2. 普通 鋼熱間圧延再生鋼材用原材料」欄

③項目を削除する。

[改正理由]

- ①「軽軌条」と「外輪」は、生産額がそれぞれ約32 億円、約62億円(推計値)であり、「見直し基準」 の1.(1)③ i に該当することから、重軌条と統合 する。なお、統合後は674億円である。
- ②「統一基準」の1. (1)②の該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。
- ③「統一基準」の1.(2)に該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。

1-2. 普通鋼熱間圧延鋼材消費内訳

2-1. 普通鋼熱間圧延鋼材用原材料

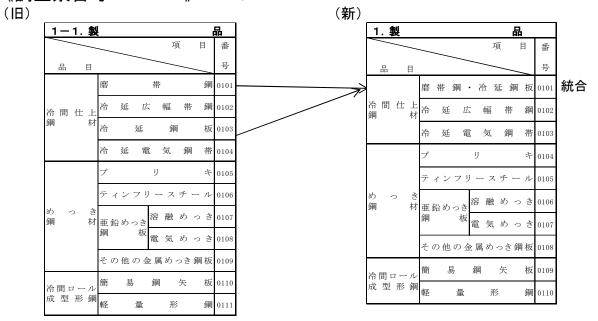
2-2. 普通鋼熱間圧延再生鋼材用原材料

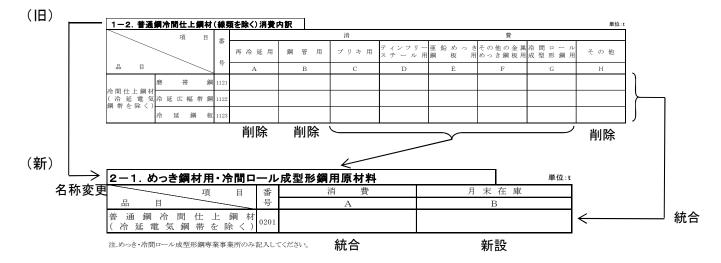
削除

鉄鋼月報(その4)普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く。)・めっき鋼材(線類を除く。)・冷間ロール成型形鋼

《調査票番号1040》 1/2

県・局・本





[改正要旨]

「1-1. 製品」欄

①「磨帯鋼」と「冷延鋼帯」を統合する。

「1-2. 普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く)消費内 訳Ⅰ欄

②「磨帯鋼」「冷延広幅帯鋼」と「冷延鋼板」を統合、消費内訳である「再冷延用」、「鋼管用」及び「その他」を削除しそれ以外の項目を統合、また、「月末在庫」を新設するとともに、消費内訳欄から原材料欄へ変更する。

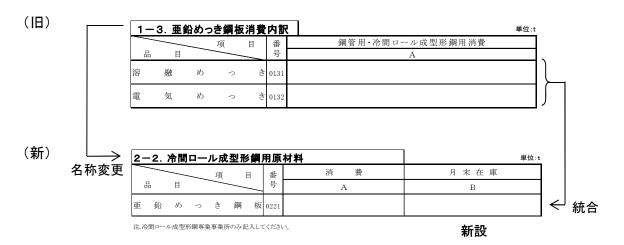
[改正理由]

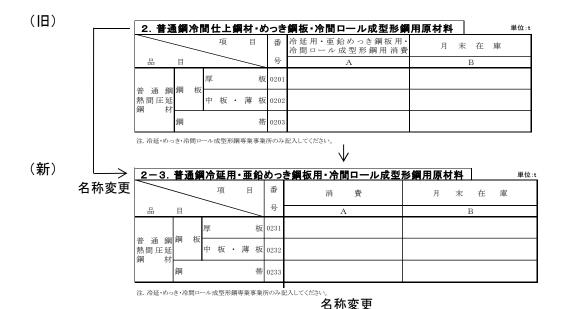
- ①「磨帯鋼」の出荷額は82億円であり、「見直し基準」の1. (1)③ i に該当することから、統合する。
- ②これまで消費内訳として調査してきたものについて、原材料に絞って調査することとするが、「統一基準」の1. (1)②に該当することから品目・項目を簡素化する。一方で、「月末在庫」については、同基準の1. (2)の該当し、行政上の必要性が高いことから新設する。

鉄鋼月報(その4)普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く。)・めっき鋼材(線類を除く。)・冷間ロール成型形鋼

《調査票番号1040》 2/2

県・局・本





[改正要旨]

「1-3. 亜鉛めっき鋼板消費内訳」欄

③「亜鉛めっき」と「電気めっき」を統合し、項目として「月末在庫」を新たに追加するとともに、消費内訳欄から原材料欄へ変更する。

「2. 普通鋼冷間仕上鋼材・めっき鋼板・冷間 ロール成型形鋼用原材料」欄

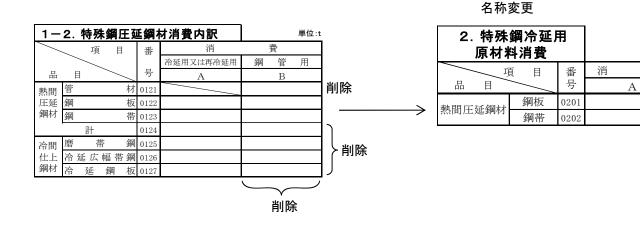
④上記①の変更に伴って、項目番号等を変更する。

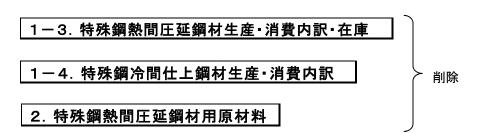
[改正理由]

③これまで消費内訳として調査してきたものについて、原材料に絞って調査することするが、「統一基準」の1. (1)②に該当することから簡素化する。一方で、「月末在庫」については、同基準の1. (2)に該当し、行政上把握の必要性が高いことから新設する。

県・局・本

(旧) (新)





[改正要旨]

単位:t

費

「1-2. 特殊鋼圧延鋼材消費内訳」欄 ①品目の「熱間圧延鋼材(管材)」と「冷間仕上鋼材」及び消費欄の「鋼管用」を削除するとともに、 消費内訳欄から原材料欄へ変更する。

「1-3. 特殊鋼熱間圧延鋼材生産・消費内訳・在庫」「1-4. 特殊鋼冷間仕上鋼材生産・消費内訳」「2. 特殊鋼熱間圧延鋼材原材料」

②削除する。なお、本項目は行政上引き続き把握 が必要なデータであることから、一般統計調査と して実施することを検討する。

[改正理由]

- ①これまで消費内訳として調査してきたものについて、原材料に絞って調査することとするが、「統一基準」の1. (1)②に該当することから、一部品目・項目を簡素化する。
- ②「統一基準」の1. (1)②に該当し、引き続き一般統計調査による実施を検討する。

削除

削除

県・局・本

(IB)

品目

1-2. 鋼管消費内訳

普 (溶鍛接鋼管を含む)

冷 け ん 鋼 管 (再生引抜鋼管を含む)

(溶接鋼管を含む)

鋼冷けん鋼

弧 溶 接 鋼

錮

(新)

名称変更

1	単位∶t	t		単位:t		
	消費			項目番	消費	月末在庫
	冷けん・めっき用		品目	号	A	В
	A]	普通鋼熱間	鋼 管 0221		
1			(溶鍛酱鋼管を 特殊鋼熱間	含む) 鋼 管 の222		
2		削除	(溶 接 鋼 管 を 注、専業事業所のみ記入してください。	含む)		

新設

1-3. 普通鋼熱間鋼管製法別生産内訳 単位:t 項目 番 牛 産 号 品目 Α 目 無 鋼 管 0131 管 0132 綘 管 0133

管 0123

0124

名称変更

1 -	-2.	普通	鱼鋼敷	間	鋼管	製法	別生産内	訳		単位:t
	\	_		項	目	番	生		産	
E.	4 E	ı		\	_	号		A		
継	目	ź	Ħ.	鋼	管	0121				
鍛		接	鋼		管	0122				
電		縫	鋼		管	0123				
電	弧	溶	接	鋼	管	0124				

1-4. 特殊鋼鋼管鋼種別生産・冷けん用消費内訳

2-2. 特殊鋼鋼管用原材料の 鋼種別消費内訳(管材を除く) 削除

[改正要旨]

①「普通鋼冷けん鋼管」「普通鋼めっき鋼管」及び 「特殊鋼冷けん鋼管」を削除し、項目として「月末 在庫」を新たに追加するとともに、消費内訳欄から 原材料欄へ変更する。

「1-3. 普通鋼熱間鋼管製法別生産内訳」欄 ②上記①の変更に伴う番号の整理。

「1-4. 特殊鋼鋼管校種別生産・冷けん用消費内 訳」「2-2. 特殊鋼鋼管用原材料の校種別消費内 訳(管材を除く)」欄

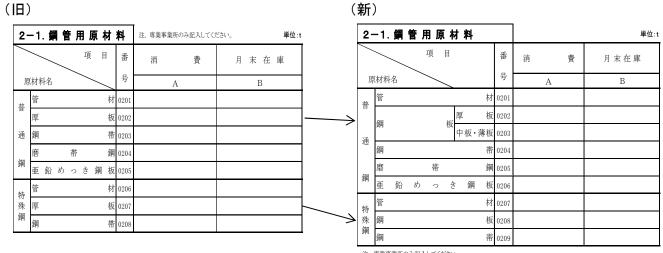
③削除する。なお、本項目は行政上引き続き把握が 必要なデータであることから、一般統計調査として 実施することを検討する。

「改正理由]

- ①これまで消費内訳として調査してきたものについ て、原材料に絞って調査することとするが、「統一 基準 L の 1. (1)②に該当することから品目を簡素 化する。一方で、「月末在庫」については、同基準 の1.(2)の該当し、行政上の必要性が高いことか ら新設する。
- ③「統一基準」の1. (1)②に該当し、引き続き 一般統計調査による実施を検討する。

鉄鋼月報(その6)鋼管 《調査票番号1060》 2/2

県・局・本



注. 専業事業所のみ記入してください。

[改正要旨]

「2-1 鋼管用原材料」欄

④「普通鋼(中板・薄板)」を新規品目とする。 ⑤「特殊鋼(厚板)」を定義変更し「特殊鋼(鋼 板)」とする。

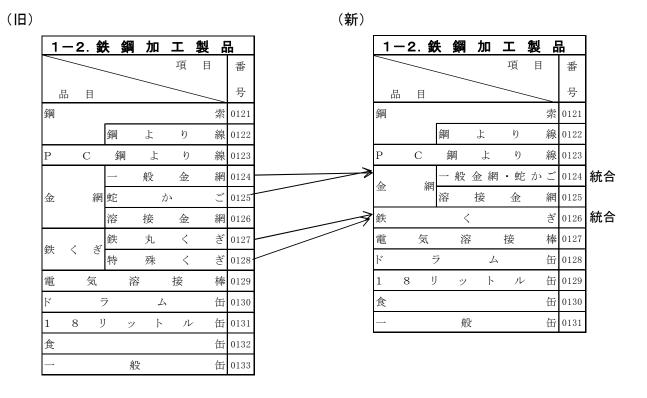
新規

[改正理由]

④⑤「統一基準」の1. (2)に対応し、行政ニーズ が高いことから、普通鋼・特殊鋼ともに「中・薄 定義変更 板」を把握するため、新規品目又は定義変更する。

鉄鋼月報(その7)磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品 《調査票番号1070》

県・局・本



2. 鋳 鉄 管 用 原 材 料

削除

調査対象規模

「1-1. 磨棒鋼・線類・鋳鉄管」

「1-2.鉄鋼加工品」

(旧)(新)全て30人以上20人以上30人以上

[改正要旨]

「1-2.鉄鋼加工製品」欄

- ①「一般金網」と「蛇かご」を統合する。
- ②「鉄丸くぎ」と「特殊くぎ」を統合する。

「2. 鋳鉄管用原材料」欄

- ③欄を削除する。
- ④「1-1. 磨棒鋼・線類・鋳鉄管」の調査対象規模を全てから30名以上に変更する。「1-2. 鉄鋼加工品」の調査対象規模を20人以上から30人以上に変更する。

[改正理由]

- ①「蛇かご」は、出荷額39億円(業界推計)であることから、「統一基準」の1.(1)③i に該当し、類似品目である「一般金網」とに統合する。②「鉄丸くぎ」は出荷額28億円であることから、「統一基準」の1.(1)③i に該当し、類似品目である「特殊くぎ」とに統合する。ちなみに「鉄くぎ」の出荷額は168億円である。
- ③「統一基準」の1.(2)に該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。
- ④「統一基準」の2. に該当することから、調査対象規模を見直した。

鉄鋼月報(その9) 労務・設備 《調査票番号1090》

県・局・本

(IB) (新) 経済産業省生産動態統計調査 鉄鋼月報(その9) 労務・設備 (平成年 月 分)

削除

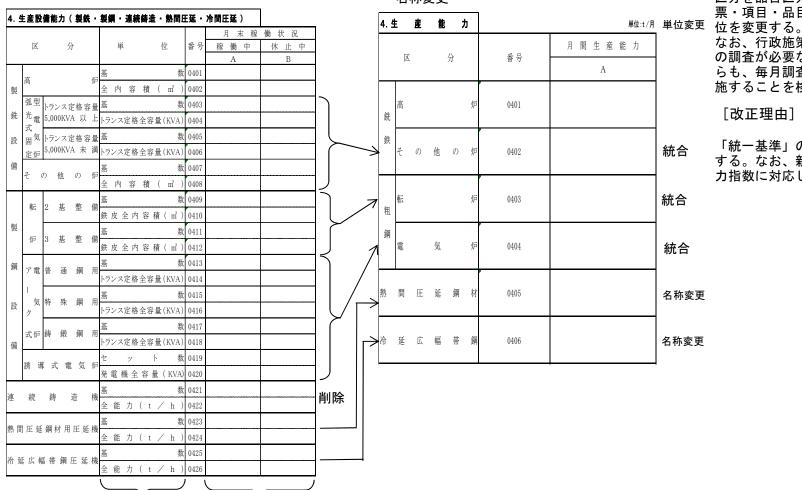
内訳削除

経済産業省生産動態統計調査

鉄鋼月報(その9) 労務・生産能力 名称変更

(平成年 月分)

名称変更



[改正要旨]

「4. 生産能力」欄

設備調査を能力調査に変更する。これに伴い、設備 区分を品目区分とし、品目統合を図りつつ、調査 票・項目・品目の名称を変更するとともに、調査単

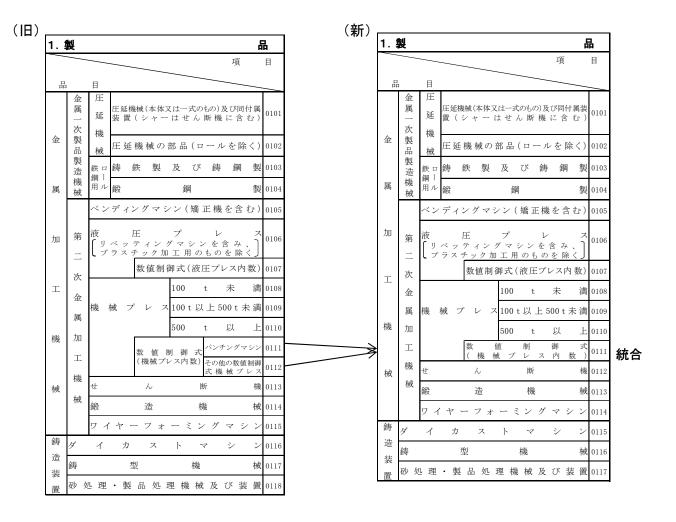
なお、行政施策上の資料として、年1回程度の同様 の調査が必要なことから、記入者負担軽減の観点か らも、毎月調査から年1回の一般統計調査として実 施することを検討する。

[改正理由]

「統一基準」の1.(4)調査単位の切り替えに該当 する。なお、新調査品目は鉱工業指数のうち生産能 力指数に対応している。

機械器具月報(その12)金属加工機械及び鋳造製品《調査票番号2120》





[改正要旨]

「1.製品」欄

「パンチングマシン」と 「その他の数値制御式機械プレス」を統合する。

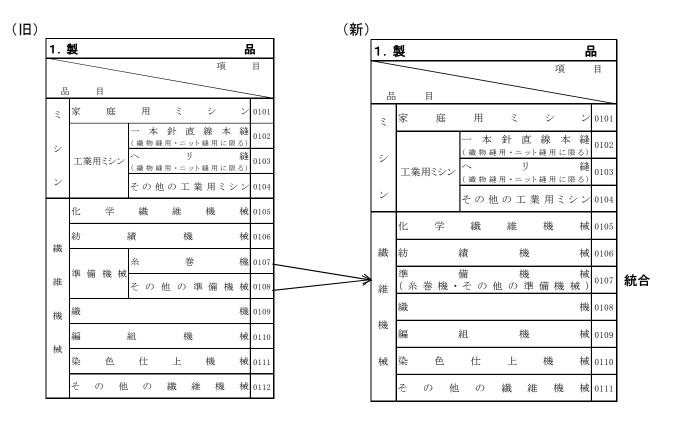
[改正理由]

「統一基準」の1.(1) ③調査品目 i に該当するため、統合する。 生産額

「パンチングマシン」 89億円 8の他の数値制御式機械プレス 43億円

機械器具月報(その17)ミシン及び繊維機械《調査票番号2170》





[改正要旨]

「1. 製品」欄

「糸巻機」と「その他の準備機械」を統合する。

[改正理由]

「統一基準」の1.(1) ③調査品目 i に該当するため統合する。

「その他の準備機械」の生産額は87億円であるため、類似品目「糸巻機」に統合する。

機械器具月報(その20)軸受(玉及びころ軸受に限る) 《調査票番号2200》

• 局 県 • 本

(旧)

経済産業省生産動態統計調査 機 械 器 具 月 報 (そ の 20)

20 軸

(玉及びころ軸受に限る)

(平成 月分) 年



(新)

経済産業省生産動態統計調査 機 械 器 具 月 報 (そ の 20)

20 軸

(軸受メタル等を含む)

名称変更

(平成 月分) 年

1.	製			Ā	7		
			Ţ	=		Ш	
	品	目		_	_	/	
	玉 [軸受ユニ	ラジァ	プル王	主軸の	受	0101	
	₩ = ット用】	その化	也の玉	三軸鱼	受	0102	
軸	Ξ .	円筒	ころ	軸	受	0103	
	軸受ユニット用	円錐	ころ	軸	受	0104	
		球面	ころ	軸	受	0105	
受	軸を除く	針状	ころ	軸	受	0106	
	受 [`]	その他	のころ	ろ軸の	受	0107	
	軸 勞	· 건	11	ツ	ト	0108	
軸	受	メ	タ)	ル	0109	移
ブ	_	ツ	シ		ユ	0110	移

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- (1)調査票名称「軸受(玉及びころ軸受に限る)」を 「軸受(軸受メタル等を含む)」に変更する。
- ②軸受メタルを「機械器具月報(その41)自動車部 品及び内燃機関電装品」から移設し、定義を拡大す
- ③「ブッシュ」を「機械器具月報(その41)自動車 部品及び内燃機関電装品」から移設し、定義を拡大 する。

[改正理由]

- ①「軸受メタル」と「ブッシュ」の移設により、定 義が拡大したため、名称を変更する
- ②③「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当す るため、移設する。

「軸受メタル」及び「ブッシュ」は、自動車部品の みを対象として調査していたが、産業用内燃機関へ の需要があることから、生産動向を的確に把握する ため、定義を拡大して「機械器具月報(その41)自 動車部品及び内燃機関電装品」から移設する。

鉄構物及び架線金物月報《調査票番号2210》

(旧) (新)

調査組織の変更調査組織の変更

経済産業局経由・都道府県経由 都道府県経由に一本化

県・局・本

[改正要旨]

調査票経由区分を経済産業局・都道府県から都道府県経由に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の3. 調査票に該当するため、調査組織の変更を行う。

調査業務の効率化の観点から、経由区分の見直しを行う。

ばね月報《調査票番号2220》

(旧) (新)

調査組織の変更調査組織の変更

経済産業局経由・都道府県経由 都道府県経由に一本化

県・局・本

[改正要旨]

調査票経由区分を経済産業局・都道府県から都道府県経由に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の3. 調査票に該当するため、調査組織の変更を行う。

調査業務の効率化の観点から、経由区分の見直しを行う。

機械器具月報(その23)金型《調査票番号2230》

(旧) (新)

調査対象規模 全品目区分 20名以上 調査対象規模 全品目区分 30名以上

県・局・本

[改正要旨]

調査対象規模を20名以上から30名以上に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模 を変更する。

機械器具月報(その28)回転電気機械(航空機用のものを除く)《調査票番号2280》

県・局・本

(旧)

生			産	販売			月末在庫
数 量(台)	容	量	金額(百万円)	数 量(台)	(台) 容 量 金額(百万円)		数 量(台)
A	I	3	С	D E F		G	

(新)

生			産	受 入	販			売	月末在庫
数 量(台)	容	量	金額(百万円)	数 量(台)	数 量(台)	容	量	金額(百万円)	数 量(台)
A	I	3	С	D	Е	I	7	G	Н

新設

※受入数量記入対象品目は以下のとおり

	単相誘	導電動	幾(非標達	準は70W以	上)	0109
	標準	三相	誘導	電 動	機	0110
電	気	ホ	イ	ス	ŀ	0125
電	気	7	Ť	口	ワ	0126
電	電気	グ	ラ~	イン	ダ	0127
動	電	気	ド	IJ	ル	0128
工	電池云	弋ドリ/	ル及ひ	ドライ	゛バ	0129
上具	電	気の) =	ぎ	り	0130
	その	他の	電	動工	具	0131

[改正要旨]

「1. 製品」欄

「単相誘導電動機(非標準は70W以上」、 「標準三相誘導電動機」、 「電気ボースト」、 「電気ブロワ」、 「電気がラインダ」、 「電気ドリル」、 「電池ドリル及びドライバ」、 「電気のこぎり」、 「その他の電動工具」 以上9品目について、「受入」項目を新設する。

[改正理由]

「統一基準」の1.(1) ①調査項目・単位に該当するため、新設する。

上記9品目については、報告者からのデータ審査時に、「受入」がないために「生産」「出荷」「在庫」等のバランスがとれず、大幅な過欠が発生していることから、効率的な審査を実施するために受入項目を新設する。

なお、過欠が発生する要因は、報告者へ確認したと ころ、国内下請け、関係子会社からの受入であっ た。

機械器具月報(その29)静止電気機械器具《調査票番号2290》

(旧)

生			産	販			売	月末在庫
数量(台)	容	量	金額(百万円)	数量(台)	容	量	金額(百万円)	数量(台)

(新)

	生			産	受 入	販	販売		月末在庫
数量(台	<u>i)</u>	容	量	金額(百万円)	数量(台)	数量(台)	容量	金額(百万円)	数量(台)
A]	В	С	D	Е	F	G	Н

新設

※受入数量記入対象品目は以下のとおり。

	油入り	変	電	į	カ	会	礻	£	向	0101
標 変圧器	圧器		電	力	会	社	向	以	外	0102
	モ -	_	ル		ド	変	J	Ē	器	0103

県・局・本

[改正要旨]

「1.製品」欄

「油入り変圧器(電力会社向)」、 「油入り変圧器(電力会社以外)」、 「モールド変圧器」 の以上3品目について、「受入」項目を新設する。

[改正理由]

「統一基準」の1.(1) ①調査項目・単位に該当するため、新設する。

上記3品目については、報告者からのデータ審査時に、「受入」がないために「生産」「出荷」「在庫」等のバランスがとれず、大幅な過欠が発生していることから、効率的な審査を実施するために受入項目を新設する。

なお、 過欠が発生する要因は、報告者へ確認した ところ、国内下請け、関係子会社からの受入であっ た。

機械器具月報(その31) 民生用電気機械器具《調査票番号2310》

(旧) 受 入 数量(台) C

> 1. 製 品 目 ジ 0101 が 主 0102 F 0103 食器洗い乾燥 機 0104 庫 0105 冷 クッキングヒータ - 0106 気 扇 0107 器 0108 温 水 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 0109 家庭用電気井戸ポンプ0110 洗濯機(全自動式・二槽式) 電気洗濯機 洗 濯 乾 燥 機 0112 除 機 0113 水 洗 浄 便 座 0114

> > カュ

2

電 気 マ ッ サ ー ジ 器 具 0116

9 0115

 (新)

 受 入

 国内国外

 数量(台)数量(台)

 C D

1.	製							Å	品	
		_	_	_			項		目	
	品		目			_	<u></u>	_		
電		子		レ		ン		ジ	0101	
電			気		え	žį		ま	0102	
ジ		ヤ	_	-	ポ		ツ	F	0103	
食	器	2	洗	い	卓	Ž	燥	機	0104	
電		気		冷		蔵		庫	0105	
ク	ツ	キ	ン	グ	۲	_	タ	_	0106	
換				気				扇	0107	
電		気		温		水		器	0108	
自	然冷	旗	Ŀ —	トポ	シップ	プ式	給湯	- 機	0109	
家	庭	用	電	気	井戸	= ⅓	ペン	プ	0110	
電		気		洗		濯		機	0111	統領
電		気		掃		除		機	0112	
温	,	水	洗	ì	浄	1	更	座	0113	
電		気	カ	7	み		そ	ŋ	0114	
電	気	マ	ッ	サ	_	ジ	器	具	0115	

県・局・本

[改正要旨]

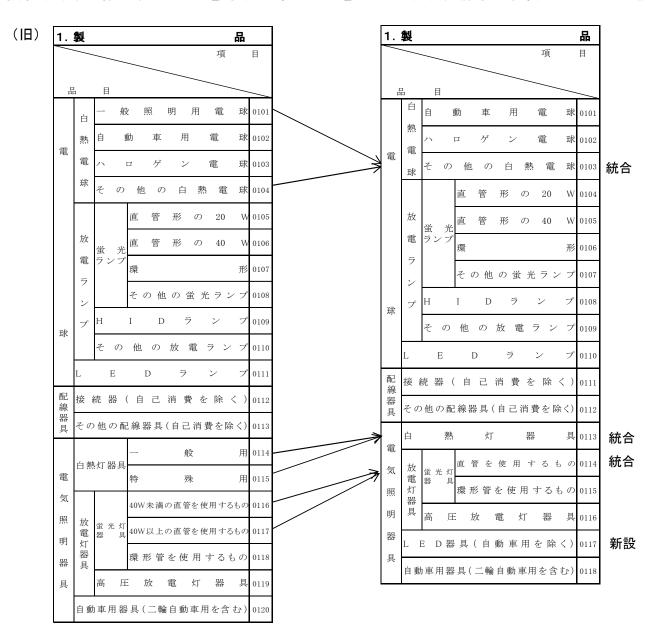
「1. 製品 | 欄

①「受入」欄を「国内」と「国外」に分割する。 ②「洗濯機(全自動式・二槽式)」と「洗濯乾燥 機」を統合する。

[改正理由]

- ①「統一基準」の1.(1) ②内訳項目に該当するため、「受入」を「国内」と「国外」に分割する。 海外からの受入が多いことから、「出荷」「在庫」 に与える影響を把握するため分割する。
- ②「統一基準」の1. (1) ③調査品目 ii に該当する ため、統合する。

「洗濯機(全自動式・二槽式)」は、秘匿が必要なため、類似品目「洗濯乾燥機」と統合する。



[改正要旨]

「1. 製品 | 欄

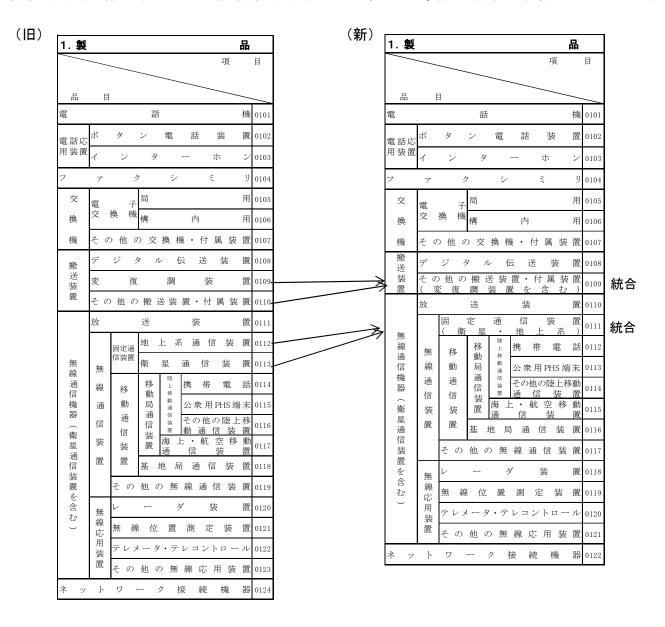
- ①「一般照明用電球」と「その他の白熱電球」を統合する。
- ②「白熱灯器具(一般用)」と「白熱灯器具(特殊用)」を統合する。
- ③「蛍光灯器具(40W未満の直管を使用するも
- の)」と「蛍光灯器具(40W以上の直管を使用する もの)」を統合する。
- ④「LED器具(自動車用を除く)」を新設する。

[改正理由]

- ①「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 ii に該当する ため、統合する。
- 「一般照明用電球」は、秘匿が必要なため、「その 他の白熱電球」と統合する。
- ②「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 i に該当するため、統合する。
- 「白熱灯器具(特殊用)」の生産額が約100億円であり、今後減少が予想されるため、「白熱灯器具 (一般用)」と統合する。
- ③「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 i に該当する ため、統合する。
- 「蛍光灯器具(40W未満の直管を使用するもの)」の生産額が19年と比較して23年は半減。また、業界から詳細区分での調査の必要性が乏しいとの意見もあり、「蛍光灯器具(40W以上の直管を使用するもの)」と統合する。
- ④「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 iii に該当する ため、新設する。

機械器具月報(その33)通信機械器具及び無線応用装置《調査票番号2330》





[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①「変復調装置」と「その他の搬送装置・付属装置」を統合する。
- ②「地上系通信装置」と「衛星通信装置」を統合する。

[改正理由]

①「統一基準」の1.(1) ③調査品目 ii に該当するため、統合する。

「変復調装置」は、秘匿が必要なため、「その他の 搬送装置・付属装置」と統合する。

②「統一基準」の1.(1) ③調査品目 i に該当する ため、統合する。

「衛星通信装置」の生産額が23年は32億円、 24年も年換算で60億円程度であるため、「地上 系通信装置 (671億円)」に統合する。

機械器具月報(その34)民生用電子機械器具《調査票番号2340》

(単位:台)

月間生産能力

県・局・本

(旧)

1. 製						品	
	/	_		項		目	
品品	目		_		_		
薄 型 テ		1 0	型	以	上	0101	
海 空 ノ	4	1 0	型	未	満	0102	
D V	D	_	Ľ	デ	オ	0103	削除
ビデオ	カメラ)(放	送 用	を除	<)	0104	
デジタルフ	- (-)=	ー 眼 (レン	レ フ ズ 交	タ 1 変換:	, プ 式)	0105	
ナングル)	ا کار	コンノ	・クト	・タィ	イプ	0106	
カー	オ	_	デ	イ	オ	0107	
カーナ	ビゲ	ーショ	ョンシ	ノスラ	テム	0108	
補		聴			器	0109	

4. 生 産 能 力

区

(新)

1. 製					品
	/		項		目
品 目		_	_	_	_
薄型テレビ	4 0	型	以	上	0101
海 望 ア レ こ	l	型	未	満	0102
ビデオカメ	ラ(放	送用	を除	<)	0103
デジタルカメラ	ー 眼 (レン	レフ ズ 交	タ イ : 換 i	プ さ)	0104
7 2 3 10 13 5 7	コンノ	パクト	・タイ	イプ	0105
カ ー オ	_	デ	1	オ	0106
カーナビゲ	ーシ	ョンシ	ノスラ	・ム	0107
補	聴			器	0108

A 薄型テレビ 0401 DVD-ビデオ 0402 ビデオカメラ (放送用を除く) 0403 デジタルカメラ 0404 カーナビゲーションシステム 0405

分

4. 生 産 能	力 (単位:	台)
区 分	月間生産能力	
<u>Б</u>	A	
薄型テレビ	0401	
ビ デ オ カ メ ラ (放 送 用 を 除 く)	0402	
デジタルカメラ	0403	
カーナビゲーションシステム	0404	

[改正要旨]

「1.製品」欄 「DVD-ビデオ」を削除する。

[改正理由]

「統一基準」の1.(1) ③調査品目 i に該当するため、削除する。

機械器具月報(その36)電子管、半導体素子及び集積回路《調査票番号2360》

県・局・本

(旧)

		3.0		型	į		未		満	0137
液	アクティブ型	3.0	型	以	上	7.7	型	未	満	0138
晶素		7.7		型	Į		以		上	0139
子	パッシブ 型	液	晶	モ	Š	<i>"</i> .	ユ	_	ル	0140
	/・ツ / / 空 	液		晶	1	°	ネ		ル	0141

(新)

		4.5	型	未	満	0137	Ь
液	アクティブ型	4.5 型	以以上	7.7 型 未	満	0138	├ 区分見直し
晶素		7.7	型	以	上	0139	7
子	パッシブ型	液晶	를 モ	ジュー	ル	0140	
	ハッシノ至	液	晶	パネ	ル	0141	

[改正要旨]

「1-1. 製品」欄

- ①「液晶素子アクティブ型」の区分を「3.0型未満」、「3.0型以上7.7型未満」、「7.7型以上」から「4.5型未満」、「4.5型以上7.7型未満」、「7.7型以上」に変更をする。
- ②「太陽電池モジュール」の単位を「枚」から「KW」に変更する。

(旧)

太陽電池モジュール0	42 枚	枚枚枚	枚	枚 枚

(新)

太陽電池モジュール ₀₁₄₂ kW kW	kW kW	kW kW

単位変更

(旧)

1	-2 .	. 生		産		内		訳		(単位:KW)			
								項	目	生産容量	販売容量	在庫容量	
	品	目						_		Α	В	С	
太	陽	電	池	モ	ジ	ユ	_	ル	0151				

(新)

<削除>

「1-2. 生産内訳」欄

③「太陽電池モジュール」を削除

[改正理由]

①「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 iv に該当する ため、単位を変更する。

現行の区分では、携帯電話、スマートフォン、タブレットPC、カーナビゲーション等の主要製品に使用される液晶のサイズと合わなくなってきていることから、より実態を反映し、動向把握しやすい区分に変更する。

②「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、単位を変更する。

「枚」では実態の把握ができなくなったため、「容量」に変更する。

③「統一基準」の1.(1) ①に該当するため、削除する。②の変更に伴い調査項目が重複することから削除する。

(旧) 経済産業省生産動態統計調査機械器具月報(その37)

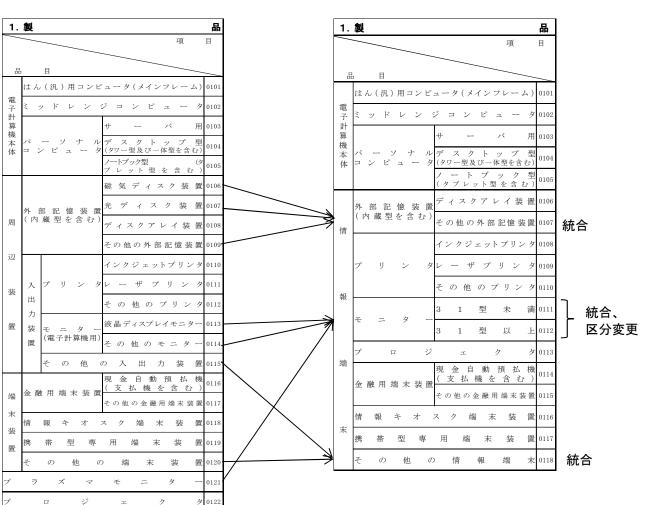
(新) 経済産業省生産動態統計調査機械器具月報(その37)

37 電子計算機及び関連装置

(平成年月分)

37 電子計算機及び情報端末

(平成年月分)



[改正要旨]

変更

「1.製品」欄

- ①調査票名称「電子計算機及び関連装置」を「電子 計算機及び情報端末」に変更する。
- ②「周辺装置」、「端末装置」、「プラズマモニター」、「プロジェクタ」のカテゴリーを見直し、「情報端末」に変更する。
- ③「磁気ディスク装置」及び「光ディスク装置」を 「その他の外部記憶装置」に統合する。
- ④「液晶ディスプレイモニター」、「その他のモニター」、「プラズマモニター」を統合し、さらに区分を「31型未満」と「31型以上」に変更する。 ⑤「その他の入出力装置」と「その他の端末装置」

を統合し、名称を「その他の情報端末」とする。

[改正理由]

- ①②全体のカテゴリーを見直したため
- ③「統一基準」の1.(1) ③調査品目 i に該当するため、統合する。

「磁気ディスク装置」の生産額が18億円、 「光ディスク装置」が30億円であるため、 「その他の外部記憶装置」に統合する。

④「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、統合する。

事業所の報告者から用途別での記入が困難との 意見が散見されることから、実態に即した「サ イズ」による区分に変更する。

- 31型以上はデジタルサイネージ(電子看板などディスプレイやプロジェクタ等に映像や情報を流すもの
- 31型未満はパソコン用
- ⑤「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 iv に該当するため、統合する。

「周辺装置」と「端末装置」を括ることから 「その他の入出力装置」と「その他の端末装 置」を分割しておくことが適当ではないため 「その他の情報端末」として統合する。

機械器具月報(その40)自動車(二輪自動車及び戦闘用自動車を除く)

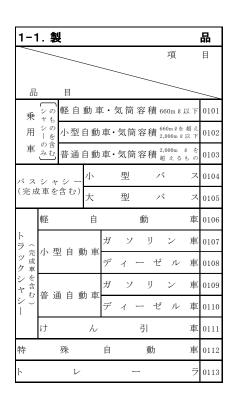
《調査票番号2400》 1/2

県・局・本

(旧)

経済産業省生産動態統計調査機械器具月報(その40)

40 自動車及び戦闘用自動車を除く)
(平成年月分)



(新)

経済産業省生産動態統計調査機械器具月報(その40)

 40
 自 動 (戦闘用自動車を除く)
 車 変更

 (平 成 年 月 分)

1-1	. ‡	빋							品
	_	/	_				項		目
				_	_		_		
品		目						_	_
拜	ŧ	軽自	動車	[· {	気筒	容積(660m l .	以下	0101
月		小型	自動	車・	気筒	容積	60m 0 を 2,000m 0	超え 以下	0102
耳	<u>I</u>	普通	自動	車・	気筒	容積	2,000m 超える	l を もの	0103
バス	シュ	ャシー	小		型	ナ	.	ス	0104
完成	定車を	と含む)	大		型)	ं	ス	0105
	軽		自			動		車	0106
トラッ	重 <u> </u>	町 占 割		ガ	ソ	IJ	ン	車	0107
ツクシー		至 日 9	切 平	デ	ィ、	- t	・ル	車	0108
シャシ		通自動	动 車	ガ	ソ	IJ	ン	車	0109
シご	ш	进口 9	切 毕	デ	ィ、	ーセ	・ル	車	0110
	け		ん			引		車	0111
特		殊		自		動		車	0112
١.		ν			J	-		ラ	0113
_	一倫自 動	気筒容	· 積	50m	似下				0114
輪自			筒容積 50m &超え125m 似			ne以下	:	0115	
動				125r	nlを超	Bえ250	mQ以	下	0116
車	Ž_	気筒 名	 「積	250r	n0を起	呈えるも	の		0117

[改正要旨]

「1-1. 製品」欄

- ①調査票名称「40自動車(二輪自動車及び戦闘用自動車を除く)」を「40自動車(戦闘用自動車を除く)」に名称を変更する。
- ②「気筒容積 50ml以下」 「気筒容積50mlを超え125ml以下」 「気筒容積 125mlを超え250ml以下」 「気筒容積 250mlを超えるもの」
- 以上4品目について「機械器具月報(その42)二輪 自動車及び部品」から移設する。

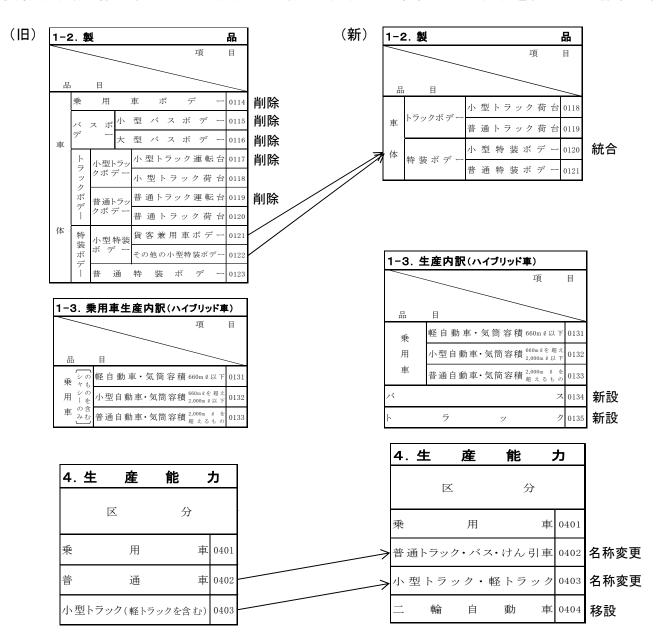
[改正理由]

移設

- ①「二輪自動車」の移設に伴い名称を変更する。
- ②「統一基準」の3. 調査票に該当するため、移設する。「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する当該月報に移設する。

機械器具月報(その40)自動車(二輪自動車及び戦闘用自動車を除く)《調査票番号2400》 2/2

県・局・本



[改正要旨]

「1-2. 製品」欄

- ③「乗用車ボデー」、「小型バスボデー」、「大型バスボデー」を削除する。
- ④「小型トラック運転台」、「普通トラック運転台」を 削除する。
- ⑤「小型特装ボデー」の内訳である「貨客兼用車ボデー」と「その他の小型特装ボデー」を統合する。

「1-3. 乗用車生産内訳(ハイブリット車)」欄 ⑥「バス」、「トラック」を新設する。

「4. 生産能力」欄

- ⑦「普通車」を「普通トラック・バス・けん引車」に名 称変更し、注記を削除する。
- ⑧「小型トラック(軽トラックを含む)」を「小型トラック・軽トラック」に名称変更する。
- ⑨「二輪自動車」を「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」から移設する。

「改正理由」

- ③④「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、削除する。
- ⑤「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 i に該当する ため、統合する。
- ⑥「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 iii に該当する ため、新設する。
- ハイブリッド方式のバス、トラックは今後普及が見 込まれるため、新設する。
- ⑦欄外に注書きがあるものの、報告者によりわかり やすくするため、名称を変更する。
- ⑧小型トラック及び軽トラックのみが対象の調査であることから、誤解が生じないよう名称を変更する。
- ⑨「統一基準」の3. 調査票に該当するため、移設する。

「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」は 品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽 減を図るため、調査品目が類似する当該月報に移設 する。 (旧)

1. 製		되	4	
	\	項	目	
品			_	
	Ηλ	ガソリンエンジン	0101	
	ジン	ディーゼルエンジン	0102	
		ピストン	0103	
		ピストンリング	0104	
自		シリンダーライナ	0105	
П	機	吸 気 弁 · 排 気 弁	0106	
		軸受メタル	0107	移設
		ブ ッ シ ュ	0108	移設
動	関	ガスケット	0109	12 42
		オイルシール	0110	移設
		燃料ポンプ	0111	
	部	気 化 器・燃 料 噴 射 装置	0112	
車	묘	空 気 清 浄 器	0113	
		油 清 浄 器	0114	
	ПП	油 ポ ン プ	0115	
部		水 ポ ン プ	0116	
H		放 熱 器(ラジ エ ー タ)	0117	
	mir:	クラッチ装置	0118	
	駆動伝導品	自動変速装置	0119	
品		ユニバーサルジョイント	0120	
	及び世	プロペラシャフト		
	操縦	車	0122	
	装置	かじ取りハンドル		
	部品	ステアリング装置・タイロッド・	0124	
		タイロッドエンド	0124	

(新)

1. 製	ļ	l	品
_	_	項	目
_			
品	_		$\overline{}$
	エン	ガソリンエンジ:	010
	ジン	ディーゼルエンジン	010
		ピスト	010
		ピストンリング	グ 010
自		シリンダーライラ	F 010
	機	吸 気 弁 ・ 排 気 ⇒	010
		ガ ス ケ ッ	l 010
	関	燃料ポンご	プ 010
	dete	気 化 器·燃 料 噴 射 装 晶	登 010
動	部	空気清浄器	居 011
	品	油 清 浄 岩	居 011
	нн	油ポンコ	プ 011
		水 ポ ン こ	プ 011
車		放熱器(ラジエータ) 011
	駆	クラッチ装置	登 011
	動	自 動 変 速 装 韻	登 011
	伝導品	ユニバーサルジョイン	l 011
-fee	及び操	プロペラシャフ	h 011
部	採縦装	車	侖 011
	置	かじ取りハンドゥ	レ 012
	部品	ステアリング装置・タイロッド	. 019
			ド 012 ベ 012
品	懸		置 012
	架制動装	ブレーキシリング	+
			プ 012
	置部		+
	品	, , ,	012
	l	電子式ブレーキ制御装置	1 012

[改正要旨]

「1.製品」欄

- ①「軸受メタル」と「ブッシュ」を「機械器具月報(その20)軸受(軸受メタル等を含む)」へ移設する。
- ②「オイルシール」を「ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)」へ移設する。

[改正理由]

①「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 iv に該当するため、移設する。

「軸受メタル」及び「ブッシュ」は、自動車部品の みを対象として調査していたが、産業用内燃機関へ の需要があることから、生産動向を的確に把握する ため、定義を拡大して移設する。

②「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、移設する。

「オイルシール」は自動車の機関部品としてとらえていたが、機関部品以外にも使用されるため、材質で整理し「ゴム製品月報」に移設する。

機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品《調査票番号2410》 2/2

県・局・本

(旧)

				目			
			· A	н			
	品	目		_			
			ショックアブソーバ	0125			
		懸架制動装置	ブレーキ倍力装置	0126			
			ブレーキシリンダ	0127			
	自		ブレーキパイプ	0128			
		部品	ブレーキシュー	0129			
		нн	電子式ブレーキ制御装置	0130			
	動		燃料タンク(LPG用を除く)	0131			
		シ	排 気 管 ・ 消 音 器	0132			
		マシー及び車体部	窓 わ く	0133			
	車		ドアヒンジ・ドアハンドル・ロック	0134			
			窓ガラス開閉装置	0135			
			シート	0136			
	部	品	シートベルト	0137			
			エアバッグモジュール	0138			
			ス イ ッ チ 類	0139			
	品	その	計 器 類	0140			
	н	他の	ワ イ パ ー	0141			
		部品	警 音 器	0142			
		ры	暖 房 装 置	0143			
	内	充 電	記発 電機(ダイナモ)	0144			
	八燃機関電装(のものを含む)	始 重	り電動機(スタータ)	0145			
		配電	器 (ディストリビュータ)	0146			
	品 品	点	火 栓 (プ ラ グ)	0148			

(新) 目 品 燃料タンク(LPG用を除く) 0128 排 気 管 ・ 消 音 器 0129 わ 白 アヒンジ・ドアハンドル・ロック 0131 窓 ガ ラ ス 開 閉 装 置 0132 動 車 体 **卜** 0133 部 トベル N 0134 エアバッグモジュール 0135 定義変更 類 0136 器 類 0137 他 パ - 0138 \mathcal{O} 部 音 器 0139 装 置 0140 内 充電発電機(ダイナモ)0141 燃疸 電 動 機 (スタータ) 機動 配電器(ディストリビュータ)0143 電 以含 点 火 線 輪 (イグニションコイル) 0144 装き 点火栓(プラグ) 0145 ン ジ ン 0146 輪 化 器 0147 自 移設 動 ョックアブソーバ 0148 車 器 類 0149 部

[改正要旨]

「1.製品」欄

- ③「エアバックムジュール」の定義を変更する。
- ④「エンジン」「気化器」

「ショックアブソーバ」

「計器類」

「ブレーキ装置」

以上5品目を「機械器具月報(その42)二輪自動車 及び部品」から移設する。

[改正理由]

③「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 iv に該当するため、定義を変更する。

「エアバックモジュール」については、現行調査では完成品のほか、制御装置や各種センサーなど主要な部品も生産の定義に含んでいたが、主要部品を製造する事業所から金額のみの報告が散見されたことから、数量項目との整合性を図るため、定義を変更し、完成品である「エアバックモジュール」を対象とし、部品は対象外とする。

④「統一基準」の3. 調査票に該当するため、「機械器具月報(その42) 二輪自動車及び部品」から移設する。

「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」は 品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽 減を図るため、調査品目が類似する当該月報に移設 する。

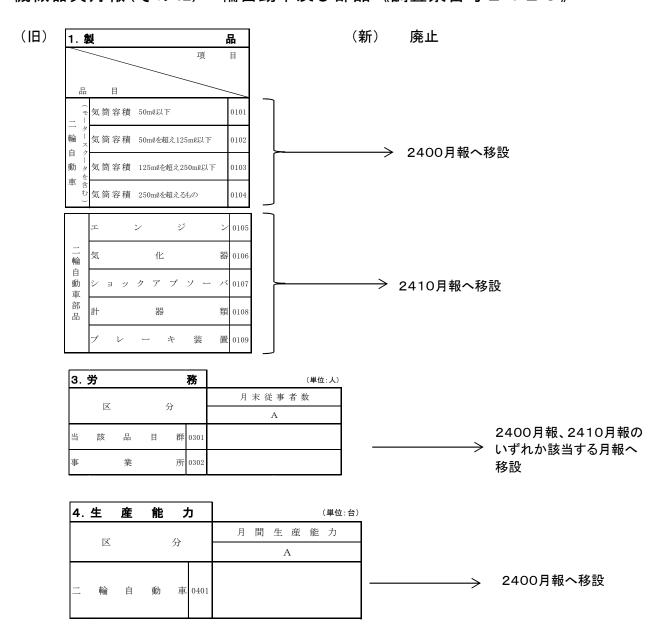
装

置 0150

レーキ

品

機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品《調査票番号2420》



県・局・本

[改正要旨]

「機械器具月報 (その42) 二輪自動車及び部 品」は廃止する。

「1. 製品」欄

①二輪自動車「気筒容積 50mℓ以下」、

「気筒容積 50mlを超え125ml以下」、

「気筒容積 125mlを超え250ml以下」、

「気筒容積 250mlを超えるもの」

以上4品目について「機械器具月報(その40)自動車」へ移設する。

②二輪自動車部品「エンジン」、

「気化器」、

「ショックアブソーバ」、

「計器類」、

「ブレーキ装置」

以上5品目を「機械器具月報(その41)自動車部 品及び内燃機関電装品」へ移設する。

「3. 労務」欄

③「機械器具月報(その40)自動車」の「機械器 具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装 品」の当該する月報へ移設する。

「4. 生産能力」欄

④「機械器具月報(その40)自動車(戦闘用自動車を除く)へ移設する。

[改正理由]

「統一基準」の3. 調査票に該当するため、移設する。

「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」は 品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽 減を図るため、調査品目が類似する月報へ移設し て、廃止する。

機械器具月報(その49)武器《調査票番号2490》

(旧) (新)

当該月報の廃止

県・局・本

[改正要旨]

当該月報の廃止

[改正理由]

「統一基準」の3調査票に該当するため、廃止する。 動向把握の必要性が低くなったため廃止する。

銑鉄鋳物月報《調査票番号2530》

(旧) (新)

調査対象規模 全品目区分 20名以上 調査対象規模 全品目区分 30名以上

県・局・本

[改正要旨]

調査対象規模を20名以上から30名以上に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模 を変更する。 (旧) (新)

調査対象規模 ニット生地 20名以上

調査対象規模 ニット生地 30名以上

| Table | Ta

削除

変更

4.	設			備	*	
	区	分	単	番	月末保有台数	月間平均実働台数
	兦	<i>স</i>	位	号	A	В
た	7	編	台	0401		
丸	編機(靴下機を除く	台	0402		
4dts	6mi ±4k	横編	台	0403		
横	編機	フルファッション	, セクション数	0404		
靴	下	用丸編様	台	0405		
Т	業 用	動力ミシン	4	0406		

4. 生 産	設備・能力	5				
7.0	Λ	単	番	月末保有台数	月間生産能力	生産実績
区	分	位	뭉	A	В	С
たて	編機	kg	0401			
丸編機(靴下機を除く)	kg	0402			
横編機	横 編 機	kg	0403			
供 柵 1茂	フルファッション	kg	0404			
靴	用 丸 編 機	点	0405			
工業用	動力ミシン	点	0406			

新設

[改正要旨]

「1-1. 製品-ニット生地」

①調査対象規模の変更をする。

「1-2. 製品」欄

②削除する。

「4. 生産能力」欄

③「4. 設備」欄を設備調査から生産設備・能力調査に変更する。

「月間平均実働台数」を「月間生産能力」に変更 し、「生産実績」を新設する。

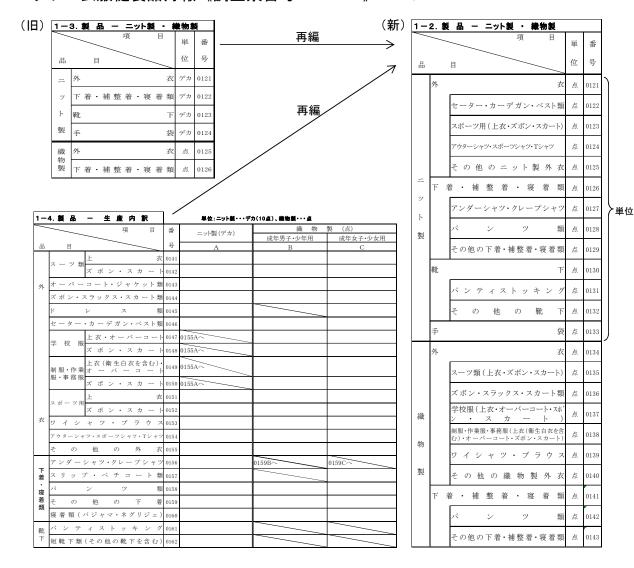
[改正理由]

- ①「統一基準」の2.対象範囲に該当するため、規模を変更する。
- ②「統一基準」の1.(1) ①調査項目に該当するため、削除する。

生地別・編立て別に把握する必要性が低くなったため、削除する。

③「統一基準」の1.(4)生産能力・設備欄に該当するため、設備調査から能力調査へ変更する。

稼働の実態をより的確に表す調査項目とするため生産能力調査に変更する。また、設備別に生産実績を 把握し、より正確な稼働率の把握に資するものとする。



[改正要旨]

「1-3.製品」欄

- ④「ニット製」の単位を「デカ」から「点」に変更する。
- ⑤ 「1-3. 製品-ニット製・織物製」から「1-2. 製品-ニット製・織物製」に変更する。
- ⑥「1-3. 製品-ニット製・織物製」の再編、「1-4. 製品-生産内訳」の削除する。

旧「1-4、生産内駅」の「外衣」、「下着・寝着類」、「靴下」のうち生産量の多い上位品目、それ以外の品目は「その他」に統合して、「1-2製品」の内訳とする。

〉 単位変更 織物製は男女別を廃止する。

[改正理由]

④「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、単位を変更する。

業界で一部「デカ(10点)」を使用していたが、報告者は「点」での記入が可能であることから、織物製外衣の単位「点」にあわせ集計作業等の効率化を図る。

⑤⑥「統一基準」の1.(1) ①調査項目に該当するため、再編する。また記入者負担の観点から簡素化を図る。

段ボール月報《調査票番号4290》

(旧) (新)

調査対象規模 全品目区分 10名以上 調査対象規模 全品目区分 50名以上

県・局・本

[改正要旨]

調査対象規模を10名以上から50名以上に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模 を変更する。

印刷月報《調査票番号4300》

(旧) (新)

調査組織の変更調査組織の変更

経済産業省直送経済産業局経由

県・局・本

[改正要旨]

調査票経由区分を経済産業省直送から経済産業局経由に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の3. 調査票に該当するため、調査組織の変更を行う。 調査業務の効率化の観点から、経由区分の見直しを 行う。

1. ‡	製				品		
	\		項		目	単	番
品		目		\	_	位	号
電球	類用	・電子管	ぎ用ガ (管			t	0101
光	学月	用ガ	ラン	ス素	地	t	0102
照明	· 信	号 用	ガラ	スレ	ンズ	t	0103
理(匕 学	• 医	学 用	ガ	ラス	t	0104
無う	ァル	カリ	ガラ	スラ	基 板	1000 m²	0105
容	飲	酒 类	頁 用	び	ん	t	0106
台	料	清涼	飲料	用	びん	t	0107
器	用	し好・泊	滋養飲	料用	びん	t	0108
石丘	食料	· 用 • i	調味料	斗 用	容 器	t	0109
類	化	粧 占	品 用	容	器	t	0110
規	薬		び		ん	t	0111
台食所用	コ		ツ		プ	t	0112
別用・品		他ので				t	0113
その	り 他	のう	ガラ	スり	製 品	t	0114
ほ	うろ	うう	鉄 器	集	! 品	t	0115

(新)

1. ‡	製			品					
	\		頁	I		単		番	
品		目	_		_	位		号	
電球	類用	•電子管用		スバル 棒を含		t		0101	
光	学月	用 ガ ラ	ス	素	地	t		0102	
照明	・信	言号用ガ	ラフ	スレン	ズ	t		0103	
理(′ 学	医学	用	ガラ	ス	t		0104	
無う	ルル	カリガ	ラン	ス基	板	1000	m²	0105	
化	学	強化	ガ	ラ	ス	1000	m²	0106	亲
容	飲	酒 類	用	び	ん	t		0107	
谷	料	清 涼 飲	料	用び	ん	t		0108	
器	用	し好・滋養	を飲 り	外用 ひ	べん	t		0109	
征	食料	用・調り	未 料	用容	器	t		0110	
松云	化	粧 品	用	容	器	t		0111	
類	薬	U	:		ん	t		0112	
台食业卓	コ	ツ			プ	t		0113	
所用・品		他の台戸びん・灰				t		0114	
その	り 他				品	t		0115	
ほ	うっと	う鉄	器	製	品	t		0116	

[改正要旨]

「1. 製品」欄

品目に「化学強化ガラス」を新設する。

[改正理由]

「統一基準」の1.(1) ③調査品目 iii に該当するた

め、新設する。 タッチパネル用の産業向けに表面保護材としてなど の用途として需要拡大見込まれることから新設す

陶磁器月報《調査票番号5130》

(旧) (新)

調査対象規模 全品目区分 5名以上 調査対象規模 全品目区分 10名以上

県・局・本

[改正要旨]

調査対象規模を5名以上から10名以上に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模 を変更する。

石油化学製品月報《調査票番号6100》

県・局・本

(旧)	
-----	--

)		Ē	調	查		品			3		単位	番号
		エ		チ	-		L	/		ン	t	0134
		酸	ſŀ	<u></u>	工		チ		V	ン	t	0135
		エ	チ	レ	ン	グ	IJ	コ	_	ル	t	0136
	そ	工	チレ	ング	· リ:	- L	ル	工	ーテ	ル	t	0138
	~	ア	セ	١	ア	<i>)</i>]	V	デ	٤	ド	t	0140
	0	酢	酸	(99	%	0	换	算)	t	0141
	*/	酢		酸		エ		チ		ル	t	0142
	他	工	チ	ル	ア	/l	/	コ	_	ル	kl	0144
	·	二	塩	11	<u></u>	工	5	ŗ.	ν	ン	t	0146
	の	プ		П		ピ		レ		ン	t	0147
		酸	化	7	r	П	Ŀ	•° -	レ	ン	t	0148
	石	プ	П I	ピレ	ン	グ	IJ	コ	_	ル	t	0149
		ポ	リ プ	пl	ピレ	ン	グ	IJ :	ı —	ル	t	0150
	油	エ	ピ	ク	口	ル	ヒ	ド	IJ	ン	t	0151
		イ	ソプ	口	ピ	ルラ	<i>P</i>)	レニ	ı —	ル	t	0153
	化	合	成	ζ.	ア		セ		<u>۲</u>	ン	t	0154
		メ	チル	イ	ソ	ブ・	チ	ル	ケト	ン	t	0155
	学	ア	ク	IJ	口	Ξ		<u>۲</u>	IJ	ル	t	0156
		ア		リ <i>ノ</i>	レ	酸	エ	ス	テ	ル	t	0157
	製	合	成	オ			7	1	_	ル	t	0158
		合	成	フ		タ)		_	ル	t	0159
	品	メ	チ		エ	チ	ル	ケ	<u>۱</u>	ン	t	0162
		ブ	タ	ン	•	ブ		チ	レ	ン	t	0163
		ブノ	v)	タ	a	ジパ		エ		ン	t	0164
		ノ 分	ル	マ ¥	ガ	<i>^</i>	ラソ	フ	イ リ	ン	t	0165
		ガ	円	Ŧ	N		/		2	/	C	0100

(新)

削除

	Ē	調	查	品	-	1		単位	番号
	エ		チ		レ		ン	t	0134
	酸	化	エ	チ		レ	ン	t	0135
	Н	チレ	ン	グ リ	コ	_	ル	t	0136
そ	Н	チレン	グリ	コー)	レエ	ーテ	ル	t	0138
~	ア	セ	トア	ル	デ	Ł	ĸ	t	0140
の	酢	酸	(99	%	换	算)	t	0141
	酢	酉	É	工	チ		ル	t	0142
他	Н	チ	ルア	ル	コ	_	レ	kl	0144
		塩	化	工	チ	レ	ン	t	0146
の	プ	E	1	۲°	レ		ン	t	0147
	酸	化	プ	П	۲°	レ	ン	t	0148
石	プ	ロピ	レン	ググ	リコ	Ţ	ル	t	0149
àrtı	ポ	リプ	コピレ	/ ン グ	` IJ :	ı —	ル	t	0150
油	エ	ピク	7 12	ル t	ニド	IJ	ン	t	0151
化	イ	ソプ	ロピ	ルア	ルニ	1 —	ル	t	0153
, .	合	成	ア	セ		<u> </u>	ン	t	0154
学	メ	チル	イソ	ブチ	ル	ケト	ン	t	0155
	ア	ク	リロ	=	<u>۲</u>	IJ	ル	t	0156
製	ア	ク リ			ス	テ	ル	t	0157
	合 ·		オーク		1	_	ル	t	0158
品	合		ブ		<u> </u>	<u> </u>	ル	t	0159
	メ	チル		チーバ			ン	t	0162
	ブブ		<u>ン・</u>		チー	レ	ン	t	0163
		5			エ	11	ン	t	0164
	分	脌	ガ	y		IJ	/	t	0166

[改正要旨]

「**1. 製品」欄** 「ノルマルパラフィン」を削除

[改正理由]

「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 ii に該当するため、削除する。

「ノルマルパラフィン」の生産事業所は2事業 所となったため秘匿処理が必要だが、類似品目 との統合ができないため削除する。

1. 製		品	
		項 目	番
品 目			号
	成 形	材料	0101
フェノール	積層	品	0102
樹 脂	木 材 加 工 接		0103
	その他のフェ	ノール樹脂	0104
그 リ	ア	樹 脂	0105
	化 粧	板 用	0106
メラミン	塗 料	用	0107
樹脂	接着	剤 用	0108
	その他のメラ	ミン樹脂	0109
不飽和ポリエ	F R	P 用	0110
ステル樹脂	その他の不飽和ポリ	エステル樹脂	0111
アル	キード	樹 脂	0112
エポ	キシ	樹 脂	0113
ウ レ タ ン	軟	質	0114
フォーム	硬	質	0115
メタクリル	酸エステル(モノマー)	0116
メタクリル	成形	材料	0117
樹 脂		クリル 樹脂	0118
酢 酸 ビ	ニル(モ)	· マ ー)	0119
ポリビ	ニルアル	コール	0120
塩化ビ	ニル(モ)	· マ ー)	0121
塩化ビニル	ポリ	マー	0122
樹脂	コポリ	マー	0123
	~ -	スト	0124
カププ	ロ ラ ク	9 <u>A</u>	0125
ポリアミ	ド系 樹 脂 成		0126
ふっ	素	樹脂	0127
	<u> </u>		0128
ポーリ	ア セ タ (th) ##	ール	0129
ポリエチレ	繊維	<u>用</u>	0130
ンテレフタレート	容器	用	0131
	その他のポリエチレン	ケレフタレート	0132
ポリブチ変性ポリ	フェニレン	タレートエーテル	0133
			0134
そ の	他の	樹脂	0135

(新)

1.	製								品		
		_	_					項	目		番
	品	目			_	_	_		_		号
	нн		成		形			材		料	010
フ	ェノー	ル	積		712	J		-lb1		品品	010
樹		脂	木	材	加	T.	接	着	剤	用	010
			_	の他	の		ェノ		ル 樹	脂	010
ユ		IJ			7		ħ	討		脂	010
			化		粧			板		用	010
メ	ラミ	ン	塗			ž	针			用	010
樹		脂	接		着			剤		用	010
			そ	の他	1 0	・メ	ラ	ミン	樹	脂	010
不:	飽和ポリ	リエ	F		R			Р		用	011
ス	テル樹	脂	その	り他の	不食	包和	ポリ	エスラ	テル椎	脂	011
ア	<i>)</i> 1	/		キ		ĸ		樹		脂	011
工	才	Ş		キ		シ		樹		脂	011
ウ	レタ	ン	軟							質	011
フ	オー	ム	硬							質	011
メ	タクリ	ル	酸	エス		ル	(न		マー	-)	011
メ	タクリ	ル	成		形			材		料	011
樹		脂	そ	の他	の	メ	タク		レ樹	脂	011
酢	H/A	<u>"</u>	=	ル	(Ŧ	ノ	マ	_)	011
ポ		- ·	=	ル	ア		ル	コ	_	ル	012
塩	化	-u	=	ル	(モ)	マ	_)	012
塩	化ビニ	ル	ポ		IJ		,	マ		_	012
樹		脂	コペ	7	<u> </u>		J	マ		٠	012
力	<i>→</i>		^	,	ラ		77	ス	7	トム	012
ポポ	リア	3	ド	系	樹	脂	ク 成	形	· 材	料	012
ふ	9 /	くつ	- 1		素	月日		<u> </u>	121	脂	012
ポポ	IJ	ナ	7		_	Ŕ	ネ		_	上	012
ポ	1]		ア		セ		タ			ル	012
ポ	リエチ	レ	繊		_		维			用	013
か ン	ァエノテレフ		容			_	花			用	013
レ		F		り他の:	ポリニ	_		テレフ	フタレ・	<u> </u>	013
ポ	リブ	チ	レ		テ	レ		タレ	/ _	<u>.</u>	013
ポ	リフ	エ	=	レ	_	サ	ル		アイ	ド	013
そ	σ)		他		の		樹		脂	013

新設 統合

[改正要旨]

「1.製品」欄

- ①「変性ポリフェニレンエーテル」と「その他の樹脂」を統合する。
- ②「ポリフェニレンサルファイド」を新設する。

[改正理由]

①「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 ii に該当する ため、統合する。

「変性ポリフェニレンエーテル」は生産事業所が2 事業所と秘匿が必要となったため、「その他の樹 脂」に統合する。

②「統一基準」の1.(1) ③調査品目iiiに該当するため、新設する。

「ポリフェニレンサルファイド」は、電気自動車、 ハイブリッド自動車向けパワーモジュール関連部品 での市場拡大が見込まれるため新設する。

1. [製					品		
	_		項	目		77	生	産
			_		単	番	数量	新ゴム量(t)
_		_		_	位	号	<i></i>	
H		目					A	В
自	卜	ラック	• /	・ス月	1000本	0101		
動車	乗	用	車	<u>.</u> 月	1000本	0102		
用	小	型ト	ラッ	・ク月	1000本	0103		
タイ	1	輪自	動	車用	1000本	0104		
t	特	殊	車	両 月	1000本	0105		
更生	タ	イヤ用練	生 地	新ゴム量	t	0106		

(新)
1.製 品
項目 番

	\	/	/	/	項	i	II /		番号	生		産
	66	目							_		Α	
F	ラ	ツ	ク		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· ス	用	1000本	0101			
乗		月	1		車		用	1000本	0102			
小	型	1	-	ラ	ッ	ク	用	1000本	0103			
=	輪	ì	自		動	車	用	1000本	0104			
特		殊		車		両	用	本	0105			

6202 ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)へ移設

削除

単位変更

4.	生	Ē	崖	削	ŧ	J	כ	単位:t/						
	Z,				\triangle		番	月	間	生	産	能	力	
		□ □ □ □ 号 □								1	4			
自	動	車	用	タ	イ	ヤ	0401							

4. 生 産 能 力		単位:1000本/月
区 分	番	月間生産能力
<u>Б</u>	号	A
自動車用タイヤ (特殊車両用を除く)	0401	

名称及び定義変更

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①「自動車用タイヤ」の「新ゴム量」欄を削除する。
- ②「更正タイヤ用練生地 | 新ゴム量」を「6202 ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)」へ移設す

「4. 生産能力」欄

- ③単位を「t/月」から「1000本/月」に変更する。
- ④ 「自動車用タイヤ」を「自動車用タイヤ(除く特殊車両)」へ名称及び定義を変更する。

[改正理由]

①「統一基準」の1.(1) ①調査項目・単位に該当するため、削除する。

生産動態統計における定義として「生産」は新たに 生産された量を記入する項目であるが、「新ゴム 量」は原材料として投入された量であるため、整合 性がとれない。また、原材料欄でも同義の調査をし ているため、記入者負担の軽減の観点からも、「新 ゴム量」単位の項目を削除する。

②「統一基準」の 1. (1) ①調査品目 iv に該当する ため、移設する。

「更正タイヤ用練生地」はタイヤではなく、更正タイヤ製造に使用される材料である。また、工業統計においても「タイヤ製造業」ではなく「ゴム練生地製造業」に格付けされていることから、「ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)に移設する。

- ③「新ゴム量」の削除に伴い、「本」に変更する。
- ④「統一基準」の1. (4)生産能力・設備欄に該当するため、生産能力から除く。

「特殊車両用」は1本が大きい製品もあり、正確な 稼働率が把握できないため生産能力から除く。

1. ‡	Į	ā	ļ		
	項目			生	産
		単	番	数 量	新ゴム量 (t)
品	1	位	号	A	В
ゴ履	ゴム底布ぐつ	1000足	0101		
ム製物	その他 のゴム製 履物 (総ゴムぐつを含む)	1000足	0102		
プ製 ラ	くつ(射出成形品)	1000足	0103		
スチック物	その他のプラスチック製履物(ゴム・プラ スチック製底のくつ、サンダルを含む)	1000足	0104		
ゴム	コンベヤベルト	1000cm プライ	0105		
ベル	歯 付 ベ ル ト新ゴム量	t	0106		
1	その他のゴムベルト新ゴム量	t	0107		
ゴム	高 圧 用	1000m	0108		
ホート	自 動 車 用	1000m	0109		
ス	その他のゴムホース	1000m	0110		
	防 振 ゴ ム新ゴム量	t	0111		
工業	防 げ ん 材新ゴム量	t	0112		
用	ゴムロール (一般 新ゴム量工 業 用 等)	t	0113		
ゴ	パッキン類新ゴム量	t	0114		
ム製	スポンジ製品新ゴム量	t	0115		
品	ゴ ム 板新ゴム量	t	0116		
	その他の工業用新ゴム量	t	0117		
そゴのム	医療・衛生用新ゴム量	t	0118		
他製	運動競技用品新ゴム量	t	0119		
の品	そ の 他新ゴム量	t	0120		
再	生 ゴ ム	t	0121		

(新)

1. 隻	Ä		品				
	項	目	単	番	生	産	
			位	留 号	数 量	新ゴム量 (t)	
品	I I		1224	·	A	В	
ゴ履	ゴム底布	ぐっ	1000足	0101			
ム製物	そ の 他 の ゴ ム 掣 (総 ゴ ム ぐ つ を		1000足	0102			
プ製 ラ	くつ(射出成	形 品)	1000足	0103			
スチック物	その他のプラスチック製履物(スチック製底のくつ、サンダル		1000足	0104			斜線項目に変更
ゴム	コンベヤベ	ルト	1000cm プライ	0105			
ベ	歯付ベルト新	チゴム量	t	0106			
ルト	その他のゴムベルト	「ゴム量	t	0107			
ゴム	高 圧	用	1000m	0108			
ホ l	自 動 車	用	1000m	0109			
ス	その他のゴムス	ホース	1000m	0110			
	防振ゴム新	f ゴム量	t	0111			
Ι.		デゴム量	t	0112			
業用	ゴ ム ロ ー ル (一般工業用等)	デゴム量	t	0113			
л ゴ	パッキン類新	デゴム量	t	0114			
A	オイルシール新	f ゴム量	t	0115			特掲
製	スポンジ製品新	「ゴム量	t	0116			
品	ゴ ム 板新 その他の工業用 #	「ゴム量	t	0117			
	て の 他 の 工 業 用 新ゴ ム 製 品	「ゴム量	t	0118			
	タイヤ用練生地新		t	0119			移設
そゴのム	区 旅 ・ 削 生 用 材		t	0120			
他製	運動競技用品新		t	0121			
の品	l	「ゴム量	t	0122			
再	生 ゴ	ム	t	0123			

[改正要旨]

「1.製品」欄

- ①「その他のプラスチック製履物(ゴム・プラスチック製底のくつ、サンダルを含む)」の新ゴム量を斜線項目に変更する。
- ②「パッキン類」に、「機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品」から「オイルシール」を移設し、特掲する。
- ③「ゴム製品月報(自動車タイヤ)」から「更正タイヤ用練生地」を移設する。

[改正理由]

- ①該当する数値の記入がないことから、「新ゴム量」は斜線項目とする。
- ②「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 iv に該当する ため、移設する。

「オイルシール」は自動車の機関部品としてとらえていたが、機関部品以外にも使用されるため、材質で整理し「機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品」から移設する。

③「統一基準」の1.(1) ①調査品目ivに該当するため、移設する。

更正タイヤ用練生地」はタイヤではなく、更正タイヤ製造に使用される材料である、また、工業統計においても「タイヤ製造業」ではなく「ゴム練生地製造業」に格付けされていることから、「ゴム製品月報(自動車用タイヤ)から移設する。

プラスチック製品月報《調査票番号6210》

(旧) (新)

調査対象規模 全品目区分 40名以上 調査対象規模 全品目区分 50名以上 県・局・本

[改正要旨]

調査対象規模を40名以上から50名以上に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模 を変更する。

セメント月報《調査票番号7220》

(旧) (新)

セメント製品月報に統合

県・局・本

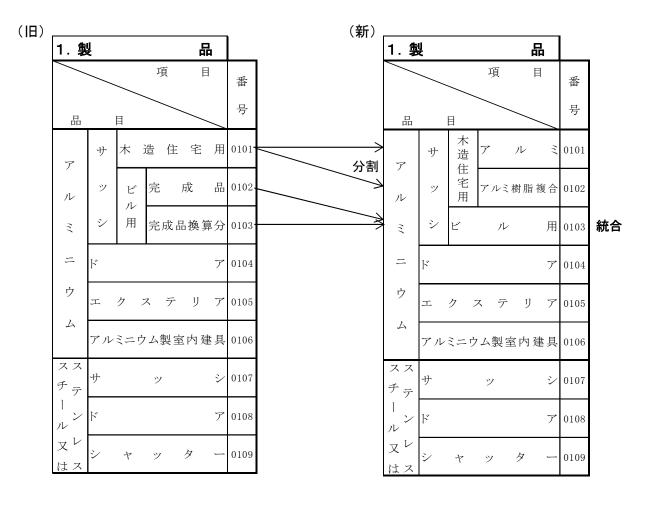
[改正要旨]

「セメント月報」を「セメント製品月報」に移設 して統合する。

[改正理由]

「統一基準」の3調査票に該当するため、統合する。

「セメント月報」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する「セメント製品月報」に移設して統合する。



[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①「サッシー木造住宅用」を「アルミ」と「アルミ樹脂複合」に分割する。
- ②「サッシービル用」の「完成品」と「完成品換算分」を「ビル用」に統合する。

[改正理由]

①「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 iv に該当するため、分割する。

省エネ推進から二重サッシ化が進展しており、従来 のアルミサッシに加え、アルミ樹脂複合サッシが増 加しているため、分割する。

②「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、統合する。

従前は組み立てる前の製品が建具業向けに流通していたため区分していたが、完成品での流通が多くなり、区分の必要性が低下したため統合する。

県・局・本

(旧) (新)

経済産業省生産動態統計調査

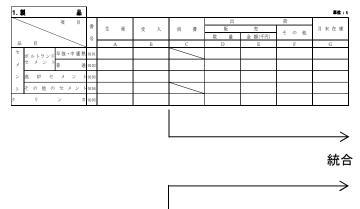
セメント・セメント製品月報 名称変更

(平成 年 月分)

経済産業省生産動態統計調査

セメント 製 品 月 報 (平成 年 月分)

セメント月報「1.製品」



セメント製品月報「1.製品」

1. 製	品								
	項目	10.7				出		荷	
1		単	番	生 産	受 入	販	売	その他	月末在庫
		位	号			数 量	金 額(千円)		
En en	1			A	В	C	D	E	F
適コ製心ン	管	t	0101						
カリ	r — л	t	0102						
鉄 i 筋ト品	パイル	t	0103						
空洞コ	ンクリートプロック	1000 個	0104						
護岸用:	コンクリートブロック	t	0105						
	コンクリート製品	t	0106						
プスリ レトー スコト	まり・けた	t	0107						
トン製	その他のプレストレスト コンクリート製品	t	0108						
木 毛・	木片セメント板	1000 枚	0109						
気泡コ	ンクリート製品	m²	0110						

1.	製品									
	項目	102	w.				出		荷	
		単	番	生 産	受 入	消費	販	売	その他	月末在庫
		位	号				数 量	金 額(千円)		
H				A	В	С	D	Е	F	G
	ポンン 早強・中庸熱	t	0101							
×	トセ ラメト	t	0102							
ν	高炉セメント	t	0103							
}	その他のセメント	t	0104							
'n	リンカ	t	0105							
	速コ製 心ン 管	t	0106			\				
セ	カッポール	t	0107			\				
	鉄1 パーイール	t	0108			\				
	空洞コンクリートブロック	1000個	0109			\				
ν	護 岸 用コンクリートブロック	t	0110			\				
 	道路用コンクリート製品	t	0111			\				
	ブスリレト! はり・けた	t	0112							
製	スコト トン製 その他のプレストレスト レク品 コン クリート 製品	t	0113			\				
	木毛・木片セメント板	1000 枚	0114			\				
	気泡コンクリート製品	m ²	0115			\				

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①調査票名称「セメント製品月報」を「セメント・セメント製品月報」に変更する。
- ②セメント製品月報とセメント製品月報の「1. 製品」欄を統合する。
- ③「セメント製品」の「消費」を斜線項目とする。 ④セメント製品の対象規模を20人以上から30人以上に変更する。

[改正理由]

- ①②「統一基準」の3. 調査票に該当するため、移設する。「セメント月報」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する当該月報に移設して統合する。
- ③「セメント製品」では自工場内消費がないため、「消費」を斜線項目とする。
- ④「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模を変更する。

セメント製品月報《調査票番号7340》 2/2

県・局・本



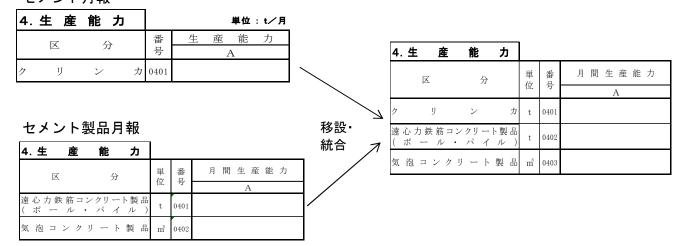
3.	労				務	単位:丿					
	×			分		番号	月末従事者数				
	区 77					号	A				
セ	メ	ン	٢	部	門	0301					
事		A P			所	0302					

3.	労					;	務		単位:人
		区			分			番号	月末従事者数
								75	A
セ	7	ζ.	ン	١	ì	部	門	0301	
セ	メ	ン	٢	製	品	部	門	0302	
事				業			所	0303	

セメント製品月報

3.	労					1	务	単位						
		区			分			番号	月末従事者数					
									A					
セ	メ	ン	١	製	品	部	門	0301						
事				業			所	0302						

セメント月報



移設•

統合

[改正要旨]

「3. 労務」欄

⑤セメント月報をセメント製品月報に移設して統合する。

「4. 生産能力」欄

⑥セメント月報をセメント製品月報に移設して統合する。

[改正理由]

⑤⑥「統一基準」の3. 調査票に該当するため、移設する。「セメント月報」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する当該月報に移設して統合する。

鉱物及びコークス月報《調査票番号8020》

(旧) (新)

調査組織の変更調査組織の変更

経済産業局経由都道府県経由

県・局・本

[改正要旨]

調査票経由区分を経済産業局経由から都道府県経由に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の3. 調査票に該当するため、調査組織の変更を行う。

調査業務の効率化の観点から、経由区分の見直しを行う。

1	製		品	
/	Ţ	目	単	番
	品目		位	号
電	気	金	g	0101
電	気	銀	kg	0102
粗		銅	t	0103
電	気	銅	t	0104
銅	ケ	一 ク	t	0105
銅	ビレ	ット	t	0106
粗	鉛(副産粗鉛	を含む)	t	0107
電	気	鉛	t	0108
電	気亜鉛(精留亜	鉛を含む)	t	0109
蒸	留	臣 鉛	t	0110

品 1. 製 項 Ħ 位 号 目 雷 気 0101 気 kg 0102 気 0104 粗鉛(副産粗鉛を含む) t 0105 鉛 t 0106 鉛 0107

(新)

削除

削除

統合

統合

4.	生	産	能	力			
	区		分		単	番	製 錬 能 力
			74		位	号	A
電		気		金	g	0401	
電		戾		銀	kg	0402	
粗				銅	t	0403	
電		気		銅	t	0404	
粗				鉛	t	0405	
電		気		鉛	t	0406	
電気	気亜鉛((精留亜	三鉛を含	む)	t	0407	
蒸	留	7	亜	鉛	t	0408	

	4.	生	産	能	力								
		区		分		単	番	月	間	製	錬	能	力
				Л		位	号			I	1		
	電		気		金	g	0401						
	電		気		銀	kg	0402						
	粗				銅	t	0403						
	電		気		銅	t	0404						
	粗				鉛	t	0405						
	電		気		鉛	t	0406						
\geqslant	亜				鉛	t	0407						

[改正要旨]

「1.製品」欄

①「銅ケーク」及び「銅ビレット」を削除する。 ②「電気亜鉛(製留亜鉛を含む)」と「蒸留亜 鉛」を統合し、「亜鉛」に名称変更する。

「4. 生産能力」欄

③「電気亜鉛(製留亜鉛を含む)」と「蒸留亜鉛」を統合し、「亜鉛」に名称変更する。

[改正理由]

①「統一基準」の 1. (1) ③調査品目 ii に該当する ため、削除する。

「銅ケーク」及び「銅ピレット」はそれぞれ「電気銅」からの加工品であり、「電気銅」は現行の調査項目「0104電気銅」で把握可能なため、記入者負担の軽減の観点から削除する。

②③「統一基準」の1.(1) ③調査品目 ii に該当するため、統合する。

「電気亜鉛(製留亜鉛を含む)」と「蒸留亜鉛」は 亜鉛の製法別による調査品目であるが、行政ニーズ の低下から、製法別での動向把握の必要性が小さく なったため、記入者負担の軽減の観点から統合し、 「亜鉛」に名称変更する。